

新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、知事が行うオキシダントによる大気汚染が著しい場合の緊急時の措置（以下「緊急時の措置」という。）について必要な事項を定める。

(緊急時の措置)

第2条 緊急時の措置は、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）、光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）及び光化学スモッグ重大緊急時警報（以下「重大警報」という。）とする。

(発令地域)

第3条 緊急時の措置は、別表1の表の左欄に掲げる発令地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定点における測定の結果に基づいて行う。

2 別表1の測定点が機器の故障等により欠測している場合は、暫定的に隣接する地域の測定結果等を基に判断することとし、暫定運用を関係機関に周知する。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、気象条件などを加味して必要と判断する場合は、既に緊急時の措置を発令した地域に隣接する地域について緊急時の措置を発令することができる。

(測定方法)

第4条 大気中におけるオキシダント濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に規定する方法により行う。

(気象情報の収集)

第5条 緊急時の措置を実施するにあたり、必要な気象情報は、新潟地方気象台から収集するものとする。

(緊急時の措置の発令及び解除の基準)

第6条 緊急時の措置の発令及び解除は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる発令の基準及び同表の右欄に掲げる解除の基準によって行う。

区分	発令の基準	解除の基準
注意報	1の測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.12以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	すべての測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.12未満であって、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
警報	1の測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.24以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	すべての測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.24未満であって、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。
重大警報	1の測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.4以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	すべての測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値百万分の0.4未満であって、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。

- 2 知事は、大気中のオキシダント濃度の測定値について、県民、事業者等に対し情報を提供するものとする。
- 3 知事は、オキシダント濃度が1時間値百万分の0.11以上となり、かつ、濃度の上昇傾向、気象状況からみて注意報の発令が見込まれる場合は、その旨を市町村等関係機関に情報を提供するものとする。

(注意報発令時の措置)

- 第7条** 知事は、注意報を発令したときは、発令地域の工場又は事業場（以下「工場等」という。）に対して、自主的に光化学オキシダントの原因となるばい煙等の量を減少させるための措置を講ずるよう協力を求めるものとする。
- 2 知事は、注意報を発令したときは、法第13条に規定するばい煙排出者（以下「ばい煙排出者」という。）又は法第17条の10に規定する揮発性有機化合物排出者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）であって、別表2に掲げる者（以下「協力工場」という。）に対しては、自主的にばい煙排出量又は揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量を可能な限り削減するよう要請するものとする。
 - 3 知事は、注意報を発令したときは、自動車又は原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の使用者又は運転者に対し、発令地域内における自動車等の運行を自主的に制限するよう協力を求めるものとする。

(警報発令時の措置)

- 第8条** 知事は、警報を発令したときは、発令地域の工場等に対して、自主的に光化学オキシダントの原因となるばい煙等の量を更に減少させるための措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

- 2 知事は、警報を発令したときは、その事態の発生に寄与するところが著しいばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙の排出量を削減し、又は揮発性有機化合物排出施設の使用を制限するなど、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 3 知事は、警報を発令したときは、自動車等の使用者又は運転者に対し、発令地域内における自動車等の運行を自主的に更に制限するよう協力を求めるものとする。

(重大警報発令時の措置)

- 第9条** 知事は、重大警報を発令したときは、その事態の発生に寄与するところが著しいばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙の排出量を削減し、又は揮発性有機化合物排出施設の使用を制限するなど、法第23条第2項に基づき必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- 2 知事は、自動車排ガスに起因する事態により、重大警報を発令したときは、法に基づき自動車等の運行の規制について新潟県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(計画的措置の要請)

- 第10条** 知事は、協力工場に対して、あらかじめ緊急時の措置の発令及び解除が行われた場合の計画を定めるよう要請するものとする。

(県民への周知等)

- 第11条** 緊急時の措置の発令及び解除にあたっての県民への周知並びに関係機関への連絡等は、別表3に従って行うものとする。
- 2 県民への周知は、別表4に掲げる項目について行うものとする。

(関係機関への協力要請)

- 第12条** 緊急時の措置を適切かつ円滑に実施するために、知事は、市町村、新潟地方気象台その他の関係機関と連絡を密にするとともに、緊急時の措置の実施に関し必要な限度において協力を求めるものとする。
- 2 被害の報告は、別表5の様式を用いて、別表3に従って行うものとする。

(その他)

- 第13条** この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成22年3月31日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成22年8月10日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成30年6月20日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和元年7月5日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和3年4月15日から実施する。

附則 この要綱は、令和4年4月26日から実施する。

別表 1

緊急時の措置を発令する地域と測定点

発令地域		測定点	
名称	区域	名称	所在地
県北	村上市、関川村及び粟島浦村の区域	村 上	村上市塩町5139番地 1
新発田	新発田市、胎内市及び聖籠町の区域	中 条	胎内市東本町16-57
		新 発 田	新発田市中央町5丁目821
		杉 谷 内	聖籠町大字藤寄字権現堂2800-8
新潟	新潟市、阿賀野市及び五泉市の区域	豊 栄	新潟市北区朝日町4丁目1番2号
		太 郎 代	新潟市北区太郎代472番地
		松 浜	新潟市北区松浜5丁目12番2号
		大 山	新潟市東区大山2丁目13番2号
		山 木 戸	新潟市東区山木戸1丁目1番20号
		市 役 所	新潟市中央区学校町通1番町602-1
		亀 田	新潟市江南区緑町1丁目2番8号
		新 津	新潟市秋葉区新栄町4-1
		白 根	新潟市南区白根1407
		坂 井 輪	新潟市西区坂井東1丁目2番1号
		卷	新潟市西蒲区巻甲635
阿賀	阿賀町	新潟地域の測定局の1つ 且つ 六日町	
県央	燕市、三条市、加茂市、田上町及び弥彦村の区域	燕	燕市白山町2丁目7番27号
長岡	長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の区域	長岡工業高校	長岡市幸町2丁目7-70
柏崎	柏崎市及び刈羽村の区域	柏 崎	柏崎市三和町5-55
魚沼	魚沼市の区域	長岡工業高校 且つ 六日町	
南魚沼	南魚沼市及び湯沢町の区域	六日町	南魚沼市六日町620-2
十日町	十日町市及び津南町の区域	上越地域の測定局の1つ 且つ 柏崎 且つ 六日町	
上越	上越市及び妙高市の区域	深 谷	上越市大字三橋840
		西 福 島	上越市大字黒井字馬ノ口39-3地先
		大 崎	妙高市大崎町322-20
糸魚川	糸魚川市の区域	糸 魚 川	糸魚川市横町3丁目257-7
佐渡	佐渡市の区域	佐 渡	佐渡市畑野甲51-1

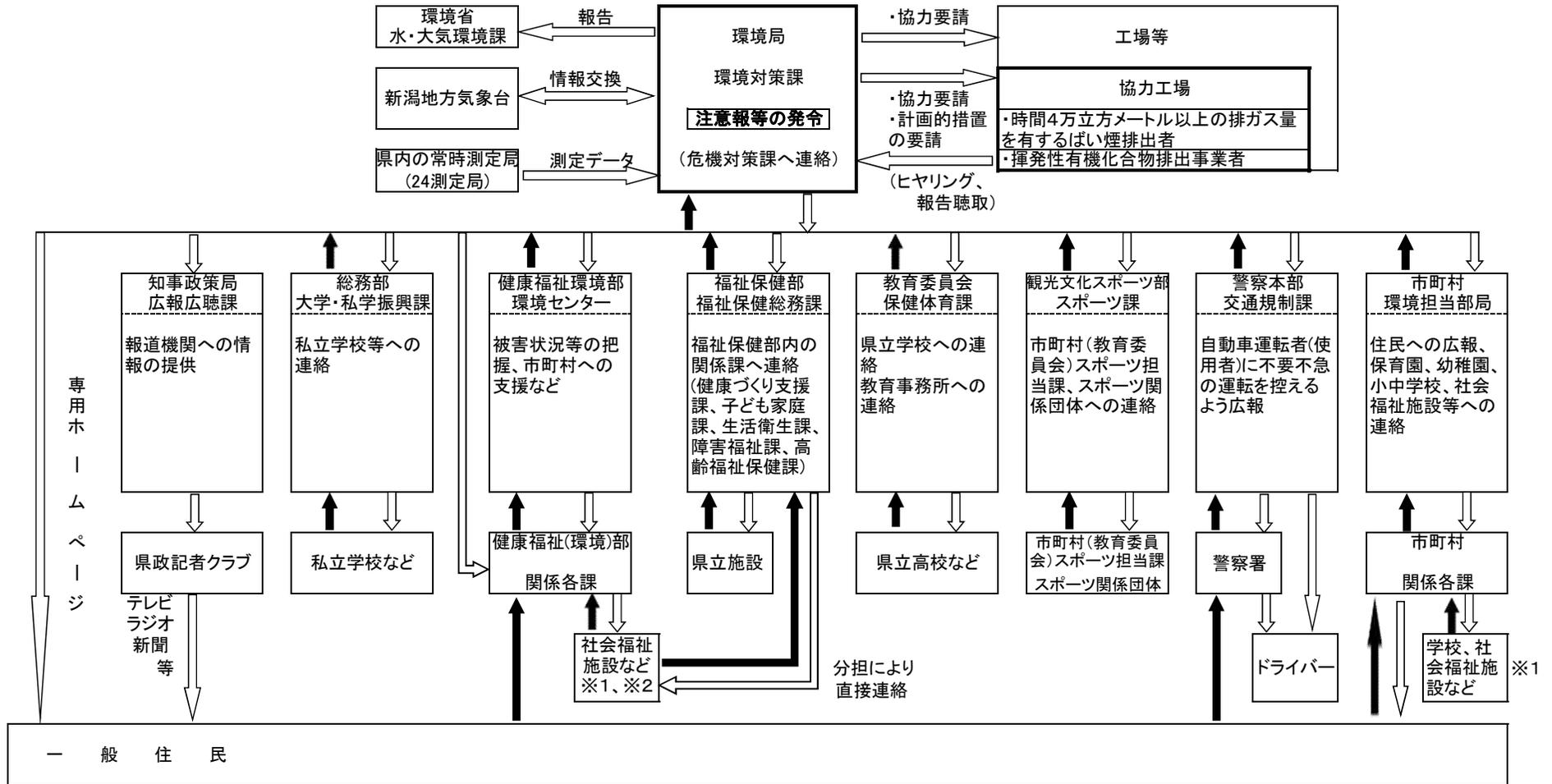
別表 2

協 力 工 場

- 1 ばい煙排出者にあつては、その設置するばい煙発生施設において発生し、大氣中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計量が四万立方メートル以上の者
- 2 揮発性有機化合物排出者にあつては、すべての者

別表3

光化学スモッグ緊急時の措置の連絡体制



※1 社会福祉施設などへの連絡は市町村と県健康福祉環境部の両方から行なう。
 ※2 高齢者施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所施設、デイサービスセンターは県地域振興局から連絡(他は市町村)

別表 4

光化学スモッグに係る注意報等発令時の周知項目

区分	周知項目
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学校、幼稚園、保育園などにおいては、できるだけ屋外での運動を避けて、室内に入ること。 2 お年寄りは、屋外での運動をさけて、なるべく室内に入ること。 3 目、のどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをし、室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は、最寄りの環境センター、保健所又は市町村に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は、ばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 不要、不急の自動車の運行を差し控えること。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 発令地域の住民は、屋外になるべく出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育園などにおいては、屋外での運動を中止し、室内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目、のどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをし、室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は、最寄りの環境センター、保健所又は市町村に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は、更にばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 自動車の使用者は、なるべく使用をやめて、バス、電車などを使用すること。
重大警報	<ol style="list-style-type: none"> 1 発令地域の住民は、屋外に出ないこと。 2 各学校、幼稚園、保育園などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3 目、のどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをし、室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は、最寄りの環境センター、保健所又は市町村に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は、更にばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 自動車の運転者は、交通規制に従い、警察官の指示に従うこと。

光化学オキシダント注意報(警報、重大警報)発令中の被害発生状況

報告機関名

番号	被害が発生した住所 時間	性別	年齢	症 状 (処置された場合は、その内容)
1	記載例 〇〇市△△町 〇〇時〇〇分ころ	男	82	△△町を歩いていたら、突然目がチカチカした。 (特に処置無し)
2	〇〇市△△町1丁目2番1号 〇〇時〇〇分ころ	女	8	〇△学校のグラウンドにいたら、のどが痛くなり、目がチカチカした。 (水道水による洗眼)

注：年齢が不明の場合は、幼児、小学生、中学生、高校生、成人などの区分で記入